

プレスリリース

令和8年2月13日

防災くらし安心部

報道関係者 各位

災害救助法による救助の実施期間の延長について

令和8年1月21日からの大雪により、災害救助法による障害物の除去（屋根雪の除雪等）を実施しておりますが、引き続き、障害物の除去（屋根雪の除雪等）が必要な状況であることから、下記のとおり実施期間を延長しましたので、お知らせします。

記

1 新庄市、舟形町、鮎川村（令和8年2月4日適用）

○救助実施期間 令和8年2月4日（水）から2月13日（金）まで

○期間延長後 令和8年2月4日（水）から2月23日（月）まで

2 尾花沢市、大石田町、戸沢村、小国町（令和8年2月5日適用）

○救助実施期間 令和8年2月5日（木）から2月14日（土）まで

○期間延長後 令和8年2月5日（木）から2月24日（火）まで

※救助法適用市町村のうち、金山町、最上町、真室川町、大蔵村の4町村は、

延長を希望しないとのことです。

<参考> 障害物の除去（屋根雪の除雪等）実施状況（2月12日時点）

A申請受付 131件

B救助対象判定 116件

C救助完了 92件

D救助未了（B-C） 24件

【問い合わせ先】

防災くらし安心部防災危機管理課

課長補佐（防災担当）板垣

電話 023-630-2230

[広報監] 防災くらし安心部次長 岩瀬